

令和 7 年度第 1 回  
三田市都市計画審議会 資料  
(諮問事項)

令和 7 年 5 月 2 日

# 目 次

## 第1号議案 阪神間都市計画生産緑地地区

(三田-3生産緑地地区ほか1地区)の変更(市決定)について・・・1

諮問文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

計画書(案)、理由書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

総括図、位置図、計画図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

変更前後対照図(参考)、変更前後対照表(参考)・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

## 諮問事項

### 【第1号議案】

阪神間都市計画生産緑地地区（三田-3生産緑地地区  
ほか1地区）の変更（市決定）について

三都テ第62号

令和7年4月24日

三田市都市計画審議会

会長 清水陽子様

三田市長 田村 克



阪神間都市計画生産緑地地区(三田-3生産緑地地区ほか1地区)の変更について(諮問)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

# 計 画 書 (案)

## 阪神間都市計画生産緑地地区の変更（三田市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

種 類	面 積
生産緑地地区	約 5.97ha

- 1 都市計画生産緑地地区のうち、次の地区を変更する。

名 称	面 積	備 考
三田－5 生産緑地地区	約 0.58ha	一部追加

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

- 2 都市計画生産緑地地区のうち、次の地区を廃止する。

名 称
三田－3 生産緑地地区

## 理 由

別紙理由書のとおり

## 理 由 書

本市における生産緑地地区は、平成3年の生産緑地法改正によって、市街化区域農地等の持つ緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境や生活環境の確保等に資する農地等を計画的に保全することで、良好な都市環境を形成することを目的として平成4年10月に都市計画決定されたものである。

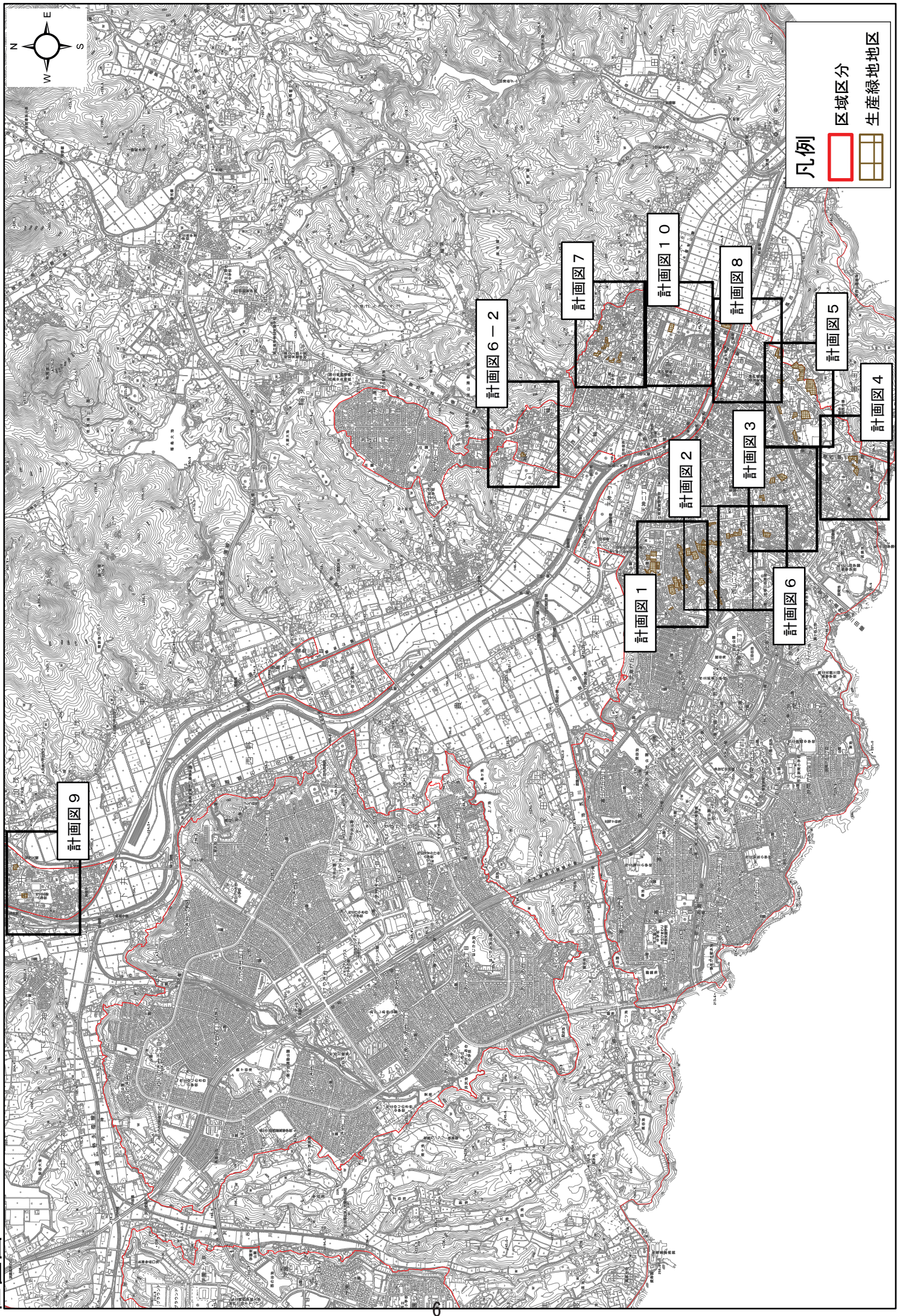
このたび、三田－3生産緑地地区の一部において、指定後30年経過による買取申出があり、生産緑地法第14条に基づき行為制限が解除された。これにより、当該地区の面積が生産緑地地区の指定要件を満たさなくなったため、当該地区については、積極的な都市農地の保全を踏まえ、三田－5生産緑地地区の一団の農地として区域を変更するものとし、本案のとおり廃止または変更する。

# 阪神間都市計画生産緑地地区(総括図)

1:10,000



0 200 400 800 1,200  
メートル



凡例

区域区分

生産緑地地区

計画図 9

計画図 6-2

計画図 7

計画図 10

計画図 8

計画図 5

計画図 4

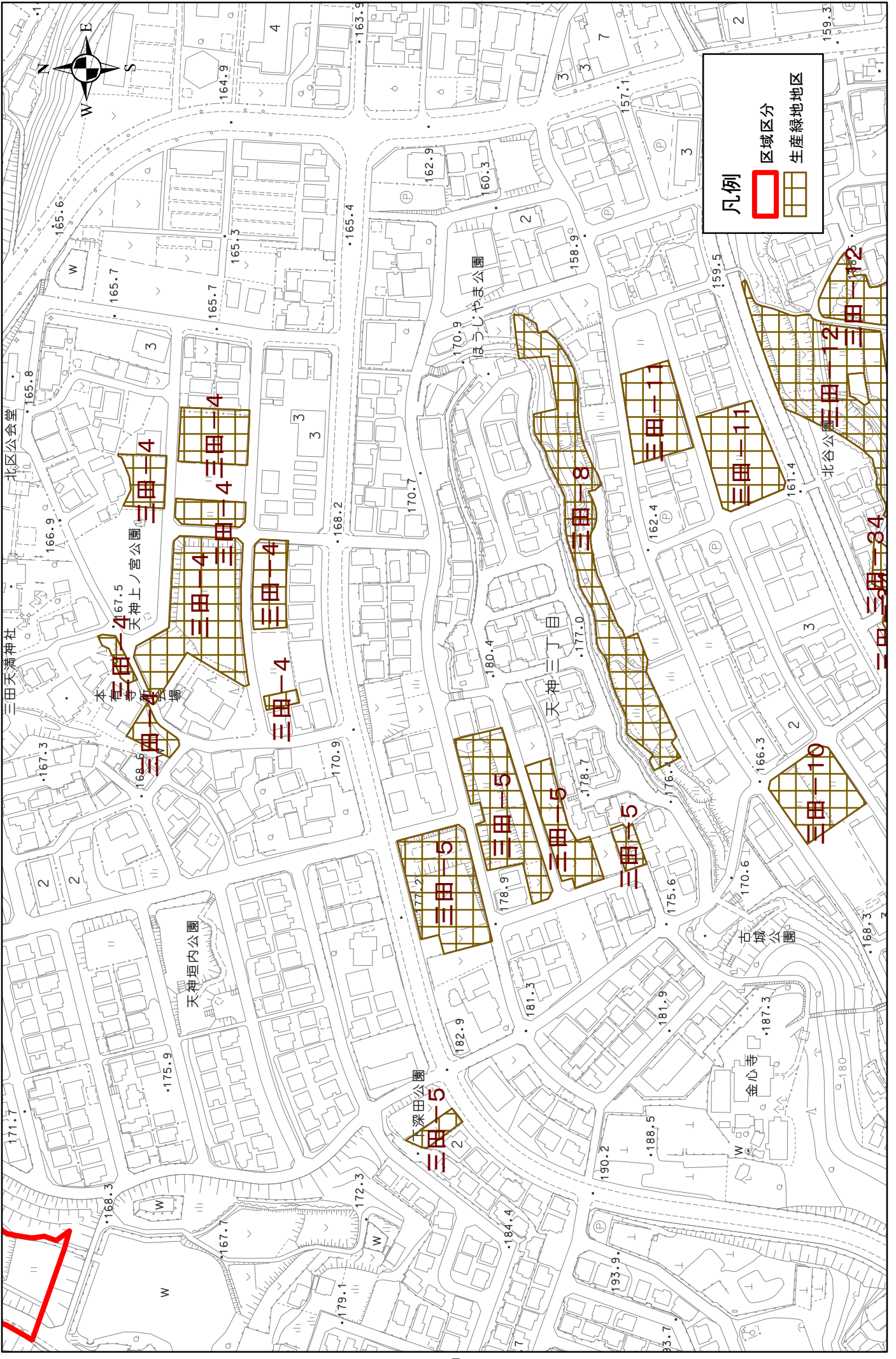
計画図 2

計画図 3

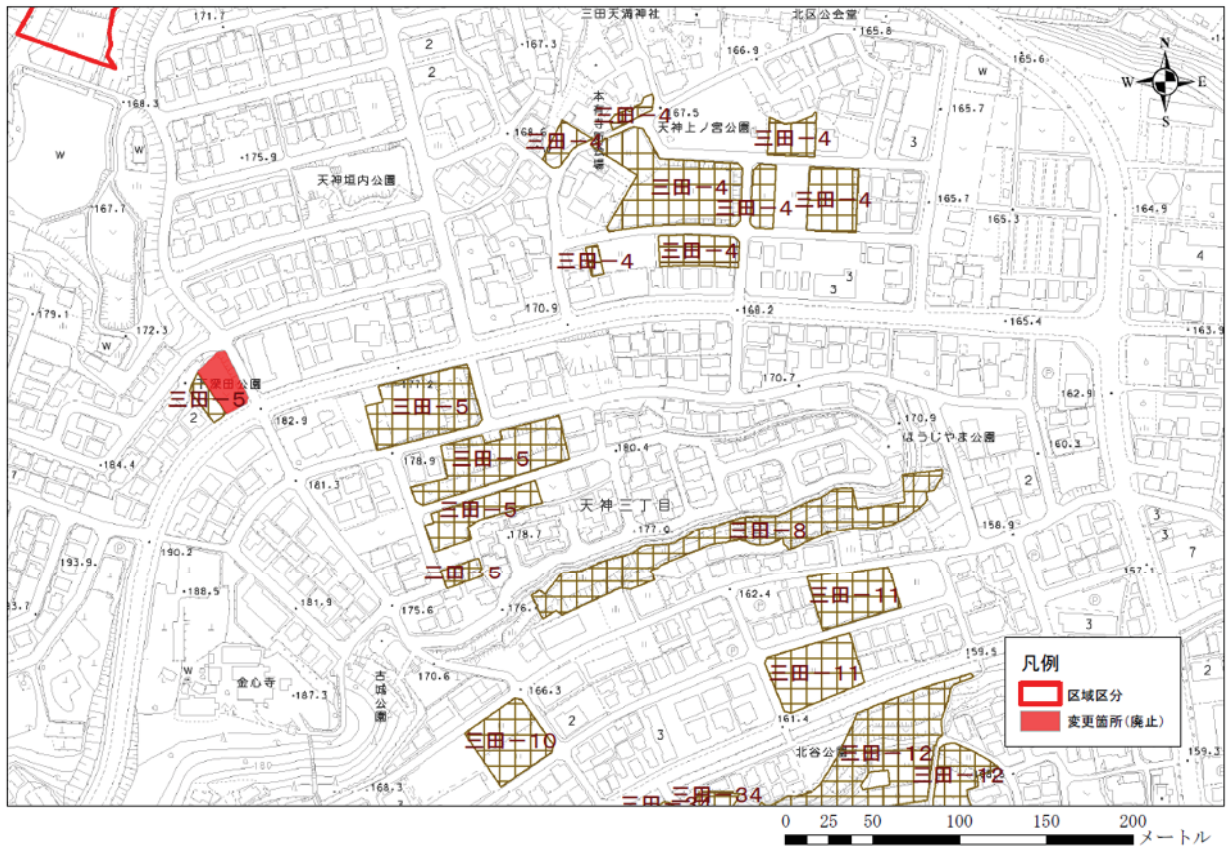
計画図 6

計画図 1

計画図 1

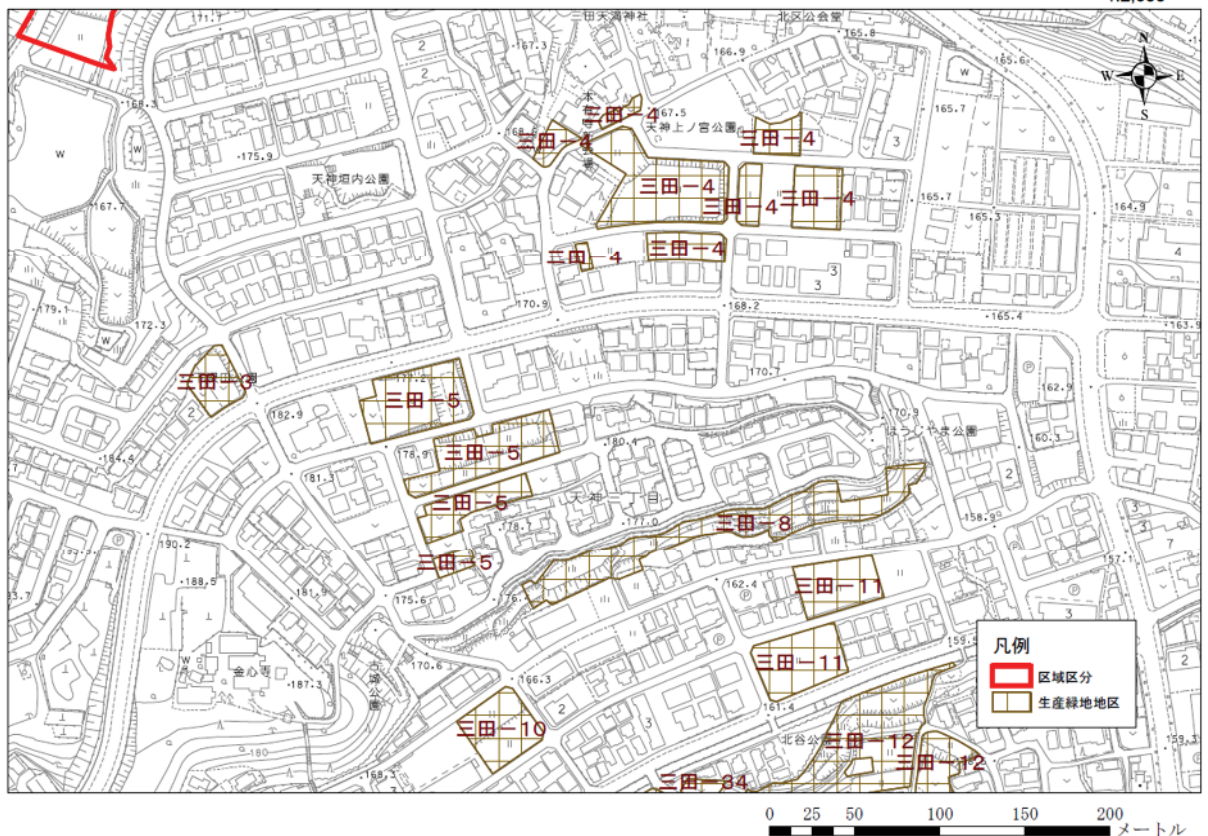


計画図(变更后)



計画図(变更前)

1:2,500



## 変更前後対照表（参考）

### 1. 変更概要

	地区数	面積
変更前	35	約 6.03ha
変更後	34	約 5.97ha
増減	△1	△約 0.06ha

### 2. 今回変更または廃止する生産緑地地区

番号	名称	変更前面積	変更後面積	増減	計画図 No.	変更内容及び理由	備考
1	三田 - 5	約 0.56ha	約 0.58ha	約 0.02ha	計画図 1	一部区域の追加	三田-3 廃止に伴う 一部区域の追加
2	三田 - 3	約 0.08ha	0ha	△約 0.08ha	計画図 1	買取申出による 従前地区の廃止	指定から 30 年 経過したため

生産緑地地区名称のうち「生産緑地地区」は略（△：減）